

2018年度
関西学院大学ロースクール
A日程

一般入試（法学既修者）

憲法問題

《9:30～11:30》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

【憲法問題】

次の文章を読んで、〔設問1〕及び〔設問2〕に答えなさい。

Xは、中央省庁の1つであるA省の職員として定年まで勤務した後、国家公務員の再任用制度を利用して、20**年4月にA省に再任用された者である。Xは、再任用後は管理職等の役職には就いておらず、非管理職職員としての職務にとどまっていた。もっとも、Xはかつて本省の課長を務めていた経験があり、現在でも当時の部下からの信頼が厚いため、仕事上の相談を受けることもしばしばであった。

20**年9月、Xは、かねてからの友人BがC市の市議会議員選挙に出馬することとなり、週末の休日を使って選挙運動の協力をすることを要請された。C市はXの自宅から約100kmも離れていたが、Xはこの要請を快諾した。Xは、C市議会議員選挙の選挙期間中に、Bの選挙用ポスター6枚を自らC市内の公営掲示場に掲示するとともに、同ポスター約200枚の掲示を別の旧知の友人に依頼して、これを配布した。Xのこれらの行為は、週末の勤務時間外、しかも深夜に行われた。

国家公務員法102条1項は一般職の職員の「政治的行為」を禁止し、違反者には同法110条1項19号が刑罰を予定している。また、同法102条1項は、「政治的行為」の内容を人事院規則に委任しており、「人事院規則14-7（政治的行為）」は、禁止される「政治的行為」の一例として、政治的目的を有する文書、図画等の掲示や配布を挙げている。そのため、Xは、上記の行為が国家公務員法102条1項の禁止する「政治的行為」に該当するとして、その処罰を規定する同法110条1項19号に基づき起訴された。これに対して、Xは自らの無罪を主張するために、何らかのかたちで憲法上の問題を提起しようと考えている。

〔設問1〕

あなたがXの弁護人であるとして、上記の刑事裁判においてどのような憲法上の主張を行うか述べなさい。

〔設問2〕

〔設問1〕で述べられた弁護人の憲法上の主張に対して想定される検察側の反論のポイントのみを簡潔に述べなさい。

【参考資料 1】国家公務員法

(政治的行為の制限)

第 2 条

4 この法律の規定は、一般職に属するすべての職（……）に、これを適用する。（…以下、略）

第 102 条 職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法を以てするを問わず、これらの行為に関与し、あるいは選挙権の行使を除く外、人事院規則で定める政治的行為をしてはならない。

第 110 条 次の各号のいずれかに該当する者は、3 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

十九 第 102 条第 1 項に規定する政治的行為の制限に違反した者

【参考資料 2】人事院規則 14-7

人事院は、国家公務員法に基き、政治的行為に関し次の人事院規則を制定する。

(適用の範囲)

1 法及び規則中政治的行為の禁止又は制限に関する規定は、臨時的任用として勤務する者、条件付任用期間の者、休暇、休職又は停職中の者及びその他理由のいかんを問わず一時的に勤務しない者をも含むすべての一般職に属する職員に適用する。（…以下、略。）

(政治的目的の定義)

5 法及び規則中政治的目的とは、次に掲げるものをいう。政治的目的をもつてなされる行為であつても、第 6 項に定める政治的行為に含まれない限り、法第 102 条第 1 項の規定に違反するものではない。

三 特定の政党その他の政治的団体を支持し又はこれに反対すること。

(政治的行為の定義)

6 法第 102 条第 1 項の規定する政治的行為とは、次に掲げるものをいう。

十三 政治的目的を有する署名又は無署名の文書、図画、音盤又は形象を発行し、回覧に供し、掲示し若しくは配布し又は多数の人に対して朗読し若しくは聴取させ、あるいはこれらの用に供するために著作し又は編集すること。

A 日程 憲法： 出題趣旨・解説・講評

《出題趣旨》

本問では、猿払事件や堀越事件の諸判例を参考に、公務員の政治的活動の制限に関する憲法適合性を検討することが求められている。堀越事件最高裁判決では、国家公務員法 102 条 1 項の規定を憲法 21 条の趣旨を踏まえつつ限定解釈し、犯罪構成要件となる範囲を狭く解することによって、被告人を無罪とした。本問では、そのような判例の思考を応用して、自らの主張を説得的に組み立てることができるかが問われている。これに対する反論としては、様々な主張が考えられるところだが、一例としては、X が課長を務めていた実績や現在でも後輩からの信頼が厚いといった事実を強調することで、X の行った行為について、《政治的中立性を損なうおそれが実質的に認められる》と主張することが考えられる。

本問では、上記の主張以外の論じ方も当然に考えられるところであるが、いずれにせよ、問題文で記されている事実をいかに評価し、憲法上の主張にいかに関連づけるかが、本問では問われている。

《解説・講評》

〔設問 1〕において違憲主張するにあたっては、まず、堀越事件最高裁判決を参考に「政治的行為」（国家公務員法 102 条 1 項）を限定解釈して、適用違憲を主張することが考えられる。

「政治的行為」の限定解釈に際しては、憲法 21 条 1 項の趣旨や国家公務員法 102 条 1 項の趣旨を明らかにした上で、限定解釈における解釈指針を導き出すことが求められる。この点、国家公務員法における「政治的行為」の禁止の趣旨は、公務員の「全体の奉仕者」性（憲法 15 条 2 項）に鑑みれば、公務員の職務の遂行の政治的中立性を保持することによって行政の中立的運営を確保し、これに対する国民の信頼を維持することにあると考えられる。また、憲法 21 条 1 項に関しては、同条項の保障する表現の自由が立憲民主政の政治過程にとって不可欠の基本的人権であって、民主主義社会を基礎付ける重要な権利である、ということが指摘できる。だとすれば、公職選挙法 102 条 1 項の公務員に対する「政治的行為」の禁止は、国民としての政治活動の自由に対する必要やむを得ない限度にその範囲が画されるべき、ということになろう。したがって、国家公務員法 102 条 1 項の「政治的行為」の限定解釈に際しては、これを解釈指針として示した上で、この解釈指針に適合するように「政治的行為」の内容を自分なりに限定解釈すること必要であった。なお、堀越事件最高裁判決は、上記の解釈指針に加え、「政治的行為」が犯罪構成要件であることをも考慮した上で、「政治的行為」を、「公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが、観念的なものにとどまらず、現実的に起こり得るものとして実質的に認められるもの」との限定解

積を行い、これに引き続き、国家公務員法 102 条 1 項はそのような行為の類型の具体的な定めを人事院規則に委任したものと理解した。

ほとんどの答えは、国家公務員法 102 条 1 項には言及できていたものの、人事院規則 14-7 第 6 項 13 号には触れていなかった。ただ、本来であれば、同号の規定についても限定解釈をする必要があったであろう。これに関しては、堀越事件最高裁判決が、人事院規則 14-7 も、上記の委任の範囲内において、「公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが実質的に認められる行為の類型を規定したものと解すべき」と論じた上で、人事院規則 14-7 第 6 項 13 号については、「それぞれが定める行為類型に文言上該当する行為であって、公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが実質的に認められるもの」に禁止対象となる政治的行為を限定しているので、是非とも参考にされたい。

本問の具体的検討に際しては、違憲主張を行う立場から論ずるのであれば、X が非管理職職員としての職務にとどまっていた事実には必ず触れておくべきであろう。また、選挙用ポスターの掲示を行ったのも、自宅から 100km 離れた地であること、それもたった 6 枚を掲示しただけであること、200 枚のポスター掲示を依頼したのも旧知の友人であったこと、しかも、これらは週末の勤務時間外の深夜に行われたこと、といった事実についても、「政治的中立性を損なうおそれた実質的に認められるか」という観点から、具体的に検討することが求められる。その際、気をつけられたいのは、ただ問題文中の事実を列挙するのではなく、拾い上げた事実について、その都度、自らの言葉で評価を加えることである。しかし、今回の受験生の答案の多くは、事実を拾い上げたただけにとどまっていた。このような答案に対しては、高い評価を与えることはできなかった。

〔設問 2〕において検察側からの反論のポイントを考えるにあたっては、最低限、X が課長を務めていた実績や現在でも後輩からの信頼が厚いといった事実と言及しておくべきである。これらは、現在においてもかつての部下や後輩に対して事実上の影響力が及ぶことを想起させる事実である。これらの事実を強調することで、X の行った行為について、「政治的中立性を損なうおそれが実質的に認められる」と反論できたとと思われる。

全体的に見て、今回の受験生は、問題文中の重要な事実に着目し、これらを拾い上げ、そのそれぞれについて逐一法的な評価を加えていくという作業が疎かになっていた。少なくとも本問では、これらの作業を行うことが求められていたので、今後は、是非こういった点を十分に意識して学習をしていただければと思う。